

## 21. スピンオフの準備のための組織再編税制における適格要件の緩和

### 1. 改正のポイント

#### (1) 趣旨・背景

平成30年度税制改正前の制度では、株式分配のスピンオフの準備のための組織再編で適格再編に該当するのは、単独新設分社型分割及び単独新設現物出資に限定されていた。平成30年度税制改正では、例えば受皿会社である100%子会社を先行して設立し、免許等の整備後、吸収分割を行った上で適格株式分配を行った際も、当該吸収分割は適格再編に該当することとする。

#### (2) 内容

完全支配関係がある法人間で当初の組織再編成(分割、現物出資、株式交換、株式移転)を行った後に、適格株式分配を行うことが見込まれている場合には、当初の組織再編成における適格要件(完全支配関係の継続要件)については、当該適格株式分配の直前時までの関係により判定するものとする。

#### (3) 適用時期

平成30年4月1日以後に行われる組織再編について適用。

#### (4) 影響

特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフの円滑な実施等が可能となり、企業の機動的な事業再編による「攻めの経営・投資」が強化される。

#### (5) 実務のポイント

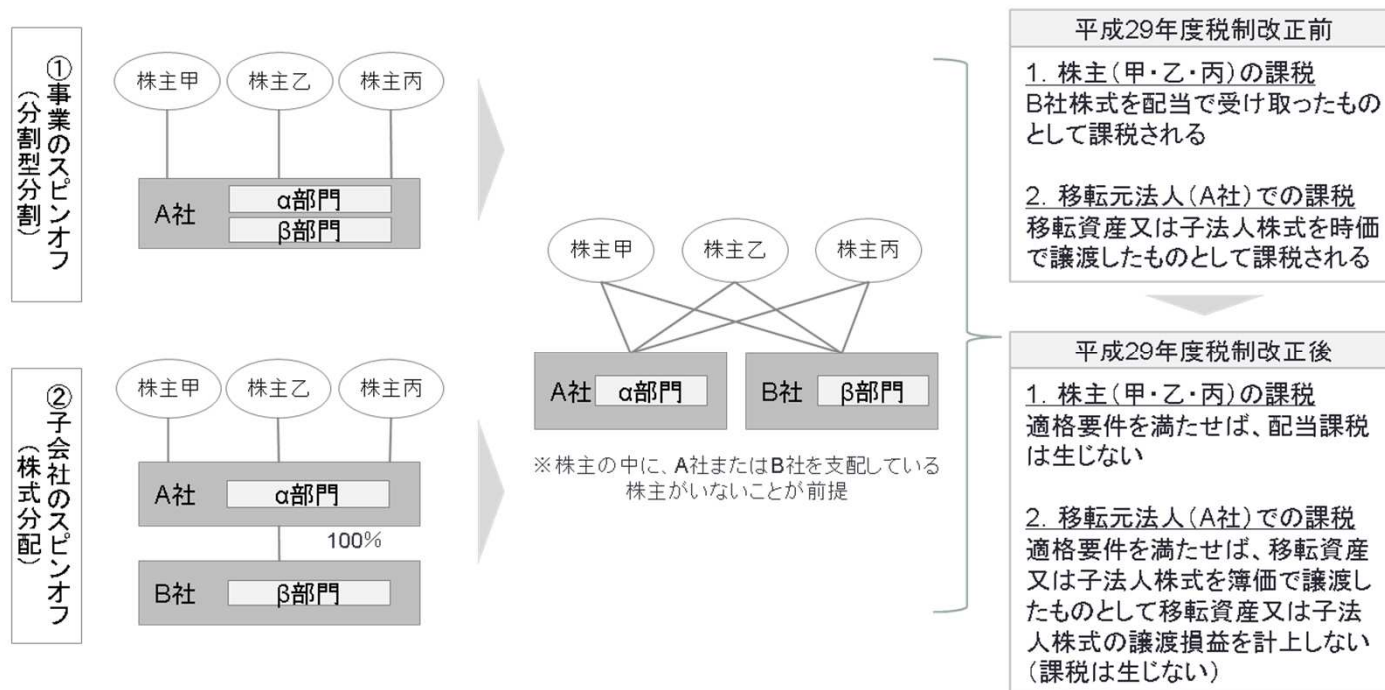
親会社が先に100%子会社である受皿会社を設立し、その受皿会社に対して吸収分割等により事業を移転した上での株式分配についても、一定の要件を満たした場合には、適格組織再編及び適格株式分配として取り扱われる。

これにより、機動的な事業再編の促進が期待される。

## 【参考】平成29年度税制改正 —スピノフ税制の創設—

### ● スピノフとは

スピノフとは、株主に対し子会社の株式を交付することにより、「特定事業」又は「子会社」を分離元企業から切り離す組織再編をいう。



## 2. 改正の趣旨・背景

平成30年度税制改正前の制度では、株式分配のスピノフの準備のための組織再編で適格再編に該当するのは、単独新設分社型分割及び単独新設現物出資に限定されていた。しかし、株式分配対象となる子会社において、事業に必要な免許や許認可を先行して取得等しておきたいといった、実務上のニーズもあった。

そこで、平成30年度税制改正では、例えば受皿会社である100%子会社を先行して設立し、免許等の整備後、吸収分割を行った上で、適格株式分配を行った際も、当該吸収分割は適格再編に該当することとする。

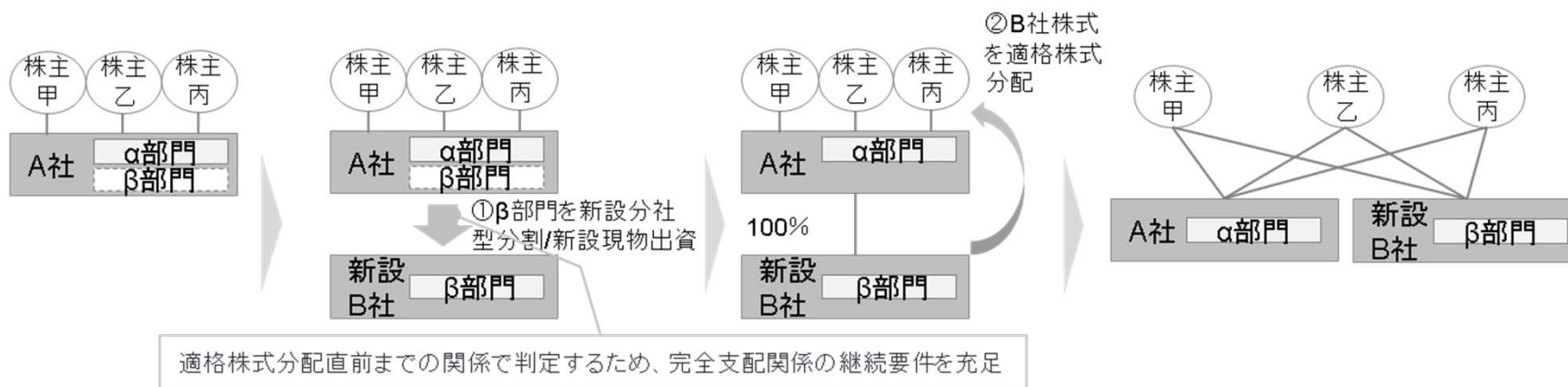
これにより、機動的な事業再編の促進が期待される。

### 3. 改正の内容

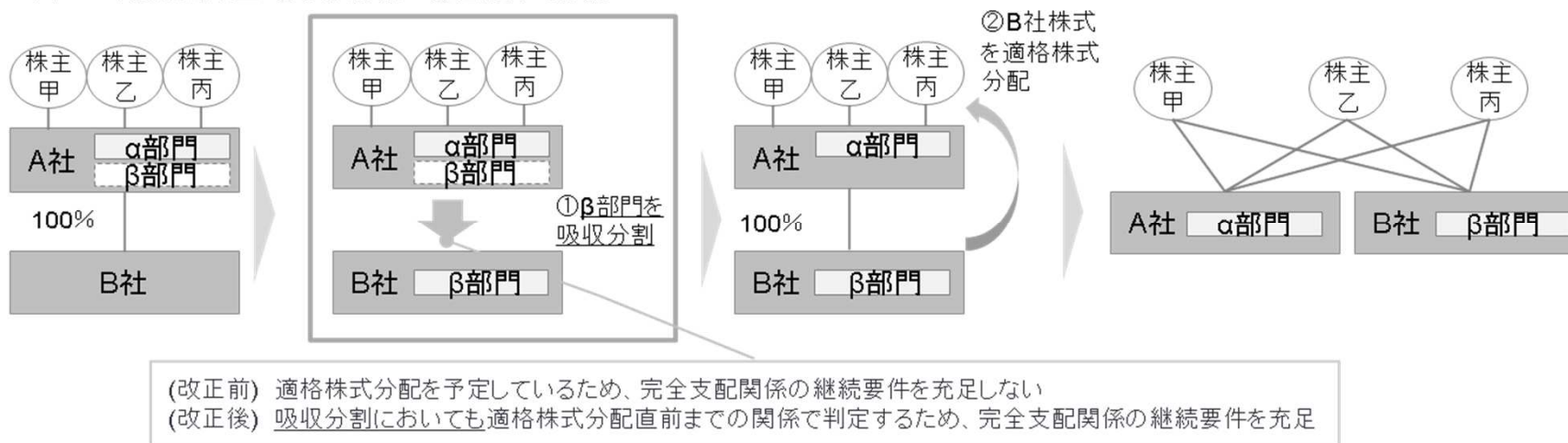
完全支配関係がある法人間で当初の組織再編成を行った後に、適格株式分配を行うことが見込まれている場合には、当初の組織再編成における適格要件(完全支配関係の継続要件)については、当該適格株式分配の直前時までの関係により判定するものとする。

#### 【分割における完全支配関係の継続要件】

(1) H29年度税制改正(スピンオフ税制創設時): ①単独新設分社型分割+②適格株式分配

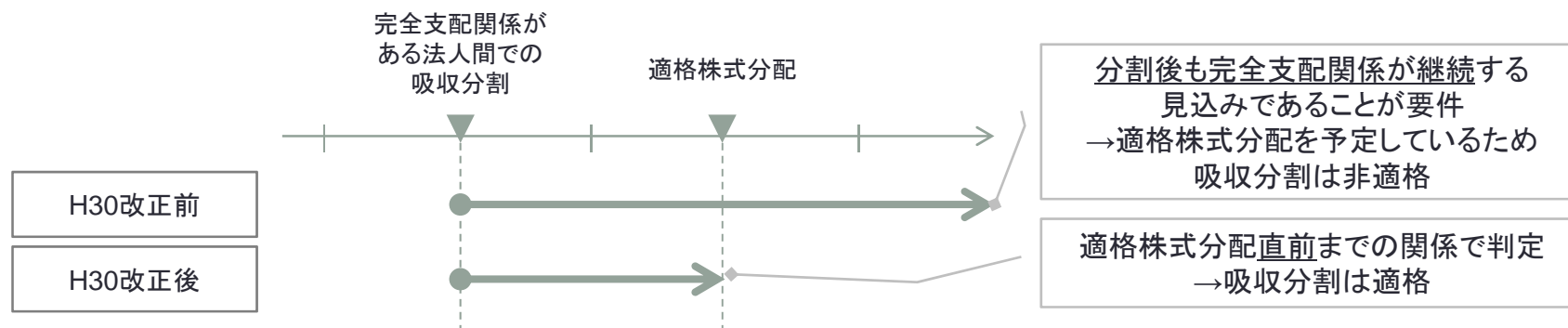


(2) H30年度税制改正: ①吸収分割+②適格株式分配



### 3. 改正の内容

【改正案のイメージ(例):具体的な要件(完全支配関係の継続要件)】



### 3. 改正の内容

#### (参考)子会社のスピノフの適格要件(100%子法人株式の全部を分配する現物分配)

平成29年度税制改正で創設された子会社のスピノフの適格要件は、従来の適格要件にはなかった、「スピノフ前後に他の者による支配関係がないこと(後は見込み)」が設けられている。

その他の要件については、共同事業を行うための再編(分割型分割)における要件と同様のものが置かれている。

適格株式分配の各要件		子会社のスピノフ
①対価	株式分配法人の株主の持株数に応じて子法人株式のみが交付	○
②支配関係	完全支配関係(現物分配の直前まで)	-
	非支配関係 現物分配法人が株式分配前に他の者による支配関係がなく、子法人が株式分配後に継続して他の者による支配関係がない見込み	○
③従業者引継	子法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事する見込み	○
④事業継続	子法人の主要な事業が引き続き行われる見込み	○
⑤経営参画	子法人の特定役員の全てがその株式分配に伴って退任をするものではないこと	○

#### 4. 適用時期

平成30年4月1日以後に行われる組織再編について適用。

#### 5. 改正の影響

平成30年度税制改正後は、受皿会社である100%子会社を先行して設立して事業に必要な免許等の整備後、吸収分割を行った上で適格株式分配(スピンオフ)を行った際は、当該吸収分割で一定のものも適格再編に該当することとなる。

したがって、スピンオフの対象として切り出す事業の性質から、免許、許認可等が前もって必要となる場合においても、まず新設100%子会社を設立して将来のスピンオフに備えることが可能になるため、今後スピンオフを実施する企業が増加することが想定される。